

記者発表：徳島県政記者クラブ

令和2年7月20日  
四国地方整備局  
小松島港湾・空港整備事務所

## 県内小学生が安全で美しい海を守る取り組みについて学びます

～「海と日本PROJECT in とくしま」に協賛します～

日本財団「海と日本PROJECT」の一環として、徳島の海とハモの魅力などを学習するイベント（とくしまのはも★ひろめ隊が行く）が開催されます。（事務局：四国放送）

小松島港湾・空港整備事務所では、本イベントに協賛し、海洋環境整備事業の紹介や海面清掃兼油回収船「みずき」の船内見学、デモンストレーションを実施します。

「海と日本PROJECT」は、海の現状を伝え海を未来へつないでいくためのアクションの輪を日本全国に広げていくために、日本財団などがオールジャパンで推進するプロジェクトです。令和2年度は、徳島県の幹事を務める四国放送により、徳島の海とハモの魅力などを学習するイベントを実施します。

小松島港湾・空港整備事務所では、事務所で所有する海面清掃兼油回収船「みずき」により、海洋環境の悪化や航行する船舶の安全に支障を来す恐れがある海面浮遊ゴミの回収活動を日々行っており、長年担務海域の海洋環境を守っています。

当事務所では、イベント内容のうち、海洋環境整備事業についての学習、海を守る海面清掃兼油回収船「みずき」の船内見学や活動状況のデモンストレーションを行います。

日 時：令和2年8月2日(日)

(当日スケジュール)

13:30 小松島みなと交流センターkocolo集合

(海洋環境整備事業等の学習)

14:10 小松島みなと交流センターkocolo発

↓バス移動・休憩

14:45 小松島港湾・空港整備事務所金磯分室着

(「みずき」船内見学・デモンストレーション等)

15:45 終了



場 所：別紙2参照

注意事項：○当日の気象状況等により、実施内容を変更する場合があります。

○スケジュールは、多少時間が前後する可能性があります。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日はマスクの着用をお願いいたします。また、ご来場いただく前に検温していただき37.5度以上の発熱、風邪症状（咳・のどの痛み・下痢・嘔吐・体のだるさ（倦怠感）等）、体調不良の場合は参加をご遠慮願います。

なお、マスコミ関係者の人数調整等を行う場合があります。

【取材申込】取材を希望される方は別紙申込様式にて、FAXでお申込みください。

なお、申込期限を7月31日（金）17時迄とさせていただきます。

また、乗船場所までの移動については各自で対応をお願いします。

【問い合わせ先】 ○：主な問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所

TEL：0885-32-3855

FAX：0885-35-0010

副 所 長 高尾 俊輝

○ 企画調整課長 田村 晃一

小松島港湾・空港整備事務所

企画調整課 宛 (FAX : 0885-35-0010)

## 取材申込書

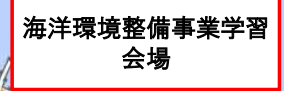
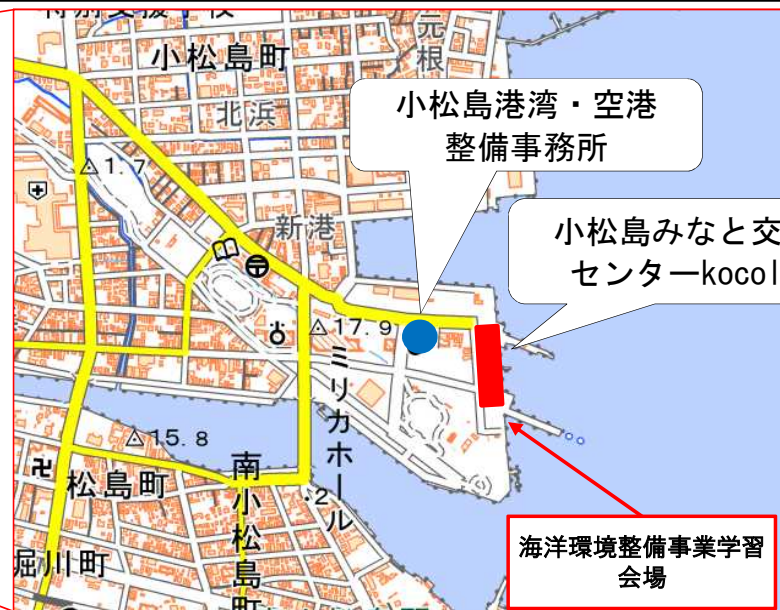
※中止時には記載のご連絡先に連絡致します。

7月31日（金） 17時までにFAXで申込みください。

貴社名		
連絡先	TEL :	FAX :
代表者		
取材者		
連絡事項 など		

# 開催場所 位置図

別紙2



小松島みなと交流センター  
住所: 小松島市小松島町字新港9-14

小松島港湾・空港整備事務所 金磯分室  
住所: 小松島市金磯町3-52

出典: 国土地理院ウェブサイト



# 海面清掃兼油回収船「みずき」

別紙 3

## SHIP - Data

総トン数：154GT  
最大航海速力：14.65ノット  
全長29.5m/全幅11.6m/深さ3.8m/喫水2.1m  
装備：塵芥コンテナ2基、多関節クレーン（チェーンソー付）1基、  
放水銃2基、ダビットクレーン1基  
建造：平成10年1月  
船籍：小松島市  
所属：国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所



## ～「みずき」の仕事～

小松島港湾・空港整備事務所の2代目の「海のお掃除船」

紀伊水道西部海域と播磨灘南部海域の安全と環境を守るために、海に浮かんでいるゴミや油の回収を行っています。特徴は、大きな流木を素早く処理するために、船に装備されているクレーンで流木をつかみ、チェーンソーにより切断して回収することができます。

平成23年3月の東日本大震災の際には、宮城県仙台塩釜港沖まで遠征し、津波で流れ出たゴミの回収を行い、活躍しました！

平成28年7月からは、担当している海域に”緊急確保航路”が指定されたことで、災害時の海上物資輸送ルートを早期に確保するための取り組みを行っています。

緊急確保航路とは・・・東日本大震災では発生した津波により、大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資輸送船をはじめとする船舶の航行が、困難となりました。この教訓を踏まえ、平成25年6月に港湾法が改正され、非常災害時に港湾に至る船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定することとなりました。災害が発生した際には、国が緊急確保航路において迅速に啓開作業を行うこととしています。

